

第 6 3 号 議 案

新宿区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 1 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区個人情報保護条例の一部を改正する条例

新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条の 6 第 3 項中「第 19 条第 15 号」を「第 19 条第 16 号」に改める。

第 32 条の 8 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正等に伴い、規定を整備する必要があるため